

令和7年第3回大町町議会（定例会）会議録（第5号）							
招 集 年 月 日	令和7年9月8日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和7年9月19日	午前9時30分		議 長	諸 石 重 信	
	閉 会	令和7年9月19日	午前10時16分		議 長	諸 石 重 信	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 番 号	氏 名	出席等 の別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	○	
会議録署名議員	5 番		山 下 淳 也		6 番		早 田 康 成
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事 務 局 長	坂 井 清 英		書 記	高 田 匡 樹		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	水 川 一 哉		副 町 長	川 原 恵		
	会 計 管 理 者	宮 崎 貴 浩		教 育 長	尾 崎 達 也		
	総 務 課 長	井 原 正 博		総 務 課 参 事	亀 川 修		
	企画政策課長	藤 瀬 善 徳		町 民 課 長	吉 村 秀 彦		
	町 民 課 参 事	副 島 徳 二 郎		子 育 て ・ 健 康 課 長	灰 塚 重 則		
	福 祉 課 長	釘 本 あ ゆ み		子 ども 保 育 課 長	前 山 正 生		
	農 林 建 設 課 長	古 賀 九 州 男		教 育 委 員 会 事 務 局 長	井 手 勝 也		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和 7 年 9 月 19 日

日程第 1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第 2 継続審査について

日程第 3 追加議案の報告及び一括上程

日程第 4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

午前 9 時 30 分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は 8 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 7 年第 3 回大町町議会定例会 5 日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（諸石重信君）

日程第 1. 本定例会の議案を議題といたします。

各委員会に付託をいたしました議案に関し、各委員長の報告をお願いいたします。総務文教委員長。

○総務文教委員長（三谷英史君）

議会休会中に当総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査いたしました結果を報告いたします。

議案第 30 号 大町町議会議員及び大町町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 31 号 大町町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 32 号 大町町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 33 号 大町町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、全ての

議案についてそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（諸石重信君）

続きまして、予算決算特別委員長。

○予算決算特別委員長（三根和之君）

議会休会中に当予算決算特別委員会に付託されました議案について、審査いたしました結果を御報告します。

議案第34号 令和6年度大町町一般会計決算認定について、議案第35号 令和6年度大町町後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第36号 令和6年度大町町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第37号 令和6年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計決算認定について、議案第38号 令和7年度大町町一般会計補正予算（第2号）について、議案第39号 令和7年度大町町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第40号 令和7年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、全ての議案についてそれぞれ原案どおり認定、可決すべきものと決定いたしました。

以上で当予算決算特別委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（諸石重信君）

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第30号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第31号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第31号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第32号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第32号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第33号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。議案第33号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第34号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第34号については、予算決算特別委員会委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議案第35号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。議案第35号については、予算決算特別委員会委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議案第36号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第36号については、予算決算特別委員会委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議案第37号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第37号については、予算決算特別委員会委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議案第38号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

議案第38号、一般会計補正予算について、次の理由で反対をいたします。

補正予算における複合施設外構・地質調査等基本設計業務委託3,500万円、この件につきまして、執行部の説明では、基本計画策定のために地元住民の疑問に答えるための調査に必要な予算との説明でございました。基本計画とは、基本的な方針や概要を定め、事業内容を具体化していくために必要となる事項を検討し、複合施設に求められる機能や要素、またそのボリューム等について設計の反映に向けた事項を整理するためのものです。パブリックコメントの際に提出されました基本計画案の冒頭にもこのように記載されております。このとおりだと思います。その後、この基本計画の内容に基づき、設計業務、基本設計、実施設計、そして実施工事へと事業が進められていくということになります。

本年5月にパブリックコメント、町民の意見公募を終えているため、法的には、事務的には基本計画の策定は可能となる状況であります。そこで、一般質問で取り上げましたとおり、コミュニティゾーン、子育てゾーンで行う内容につきましては今後検討するという回答でございました。また、カフェやスポーツジムの設置についても今後検討するといった答弁でございました。これは、複合施設としてこのような機能を持たせる施設が果たして必要となるかどうかの計画全体を左右する大きな問題となります。

さらに、町民からの意見公募の中に、今回の建設予定地の敷地面積は旧スポーツセンターの敷地面積のおよそ半分程度であり、その中に観客席60席、さらに駐車台数50台の駐車場と従来の施設に比べて狭い感じがする。また、建設予定地が複雑に入り組んだ変形の敷地であるために複合施設の配置に支障を来しているのではないかと意見も出されております。

また、これに関連した意見も出されておりますけれども、建設予定地となっている周辺の土地を予定地を含めれば、地形が不整形地から整形地となり、施設建設がしやすくなるのではないかと、交渉したが難しいという理由で無理やりに決定した感じがするというような意見もございました。

今、建設予定地周辺の土地の買収が続いているようですが、この後、この土地をどのように活用していくかによって建設予定地が変更されるといった可能性も出てまいります。このように、建設計画を大きく左右する問題点が山積している中で計画だけが先に推し進められようとしている、このような感じがいたします。

繰り返しになりますが、本年5月にパブリックコメント、町民の意見公募を終えているため、法的には、事務的には基本計画の策定は可能となります。その後、基本計画の内容に基づき、設計業務、実施工事へと事業が進められていきます。30億円を超える大型事業であります。地元負担は幾らになるのか、毎年の返済額はどのくらいになるのか、毎年の維持管理費は幾らぐらいになるのか、いろいろと住民の意見がある中で、何を急いで進める必要があるのか、私には理解ができません。一度立ち止まって考える必要がある、このような理由をもって反対をいたします。

以上です。

○議長（諸石重信君）

賛成討論ございませんか。山下議員。

○5番（山下淳也君）

先ほどの議案第38号、補正予算についての中で、複合施設外構・地質調査等基本設計業務委託に関しまして、6月議会でも可決されました複合施設基本設計と同様に、建設予定地、また、その周辺の方々の御意見等に対して正確な回答をするに当たり、根拠として必要なものと執行部より説明がありました。また、先ほどの疑問点、心配点に答えるためにも、今回の業務委託は必要なものだと思います。それらのことから、今回の予算につきましては妥当なものと判断いたします。それによって、賛成とさせていただきます。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。早田議員。

○6番（早田康成君）

反対討論をさせていただきますけれども、先ほどの三谷議員の内容と相するところがあるかと思いますが、私なりの反対討論を申し上げたいというふうに思います。

地質調査等基本設計業務委託3,500万2千円について反対する。この件について、私は無駄な箱物となる可能性があると考えております。税金の無駄遣いと捉えている。以下、その理由を申し上げる。

この複合施設建設計画に関し、行政の説明は旧大町町スポーツセンターを既存施設の単なる建て替えと捉えず、多機能・複合化によりコスト縮減、相乗効果、機能増強、利便性向上といった付加価値を創出するということが重要と考え、スポーツ、子育て、コミュニティーを軸とした複合施設整備のための検討を行うこととしたというふうにある。まず私は、コスト縮減、相乗効果、機能増強、利便性向上といった付加価値を創出する、この内容について、言葉どおりに付加価値を創出するための計画の立案の前に現状を検証したのかということがこの計画に対し最初に疑念を持ったところである。現状分析、問題点の明確化、課題の抽出、改善立案、計画実行。私は選挙公約にも述べているとおり、物事を進める際、それぞれ変更、改善、作成等の必要性について、まず、現状において不具合があるのかないのか、次に、そこに問題点があるならば、どういうものがあるのかを把握する必要があると考える。それぞれに不具合や問題点があるとすればそれについて検証し、分析、検討を重ね合い、不具合、問題点に関する改善策を検討し、最善の方策をもって事に当たることが物事を進めるための必須過程だというふうに考えている。また、これが当然で、あるべき姿だというふうにも確信しているところである。

このことに対し、まず、福祉保健センター美郷について、機能強化、利便性について付加

価値を高める機能は今現在ここに存在しないのか。美郷の各部屋、大広間、年間を通して子育てやコミュニティーの創出の場所として支障があったのか、または活動に見合った施設面積が足りないのか、利用する町民からの改善要望があったのか、指導的立場から使い勝手が悪いのか、そうであるならば、既存設備の規格等の改修で改善できないのか、できるのか、こういったものを考えなければならないというふうに考える。

大町公民館にしてもしかり。文化交流の場として何が今、不具合があるのか、それぞれに對し、これらの現状分析が行われたのか、また町民からの施設に関する要望があったのか、これらの行動実績を示す資料が存在するのであれば、これをもって議会に説明がほしいところである。何の判断材料もない中で、建設に賛成と無責任な決心などできるはずがない。

さらに、町民の代表や有識者で構成されている複合施設建設検討委員会が存在する。幅広い意見を求め、内容を検討、協議し、建設に関する基本的な考え方を取りまとめるとある。この委員会にどのような幅広い意見を求め、内容を検討するのか。既存の施設に代わり、建設をしようとする現状分析の、先ほど述べたマネジメントに関する資料は提出されているのか、それとも、会議資料は問題点の抽出も改善策の案もない、建設ありきの複合施設計画だけの資料でもって委員会があるのか。

また、行政側からよく聞く、民意を尊重するとのことであるけれども、この複合施設建設計画に当たり、事前にパブリックコメントが行われた。先ほど三谷議員が申しましたように、成立はするかも分からない。結果、町民からの声は3名の方というふうに聞く。大町町の人口は減少しているものの、5,800人強の住民がいらっしゃるのである。計画の必要性について、議会への説明の際には民意の総意をもってというふうに聞くが、5,800名の町民の中の3名の方の意見をもって総意というのか。私だけではなく、理解できないと考えるのは、町民との意見交換の中でも、また多くの人と会うたびに確認できるところである。パブリックコメントは行ったけれども、民意の意見が不足しているということがあるのであれば、再度アンケート調査を実施すべきではないのか。多くの町民の意見を参考にし、10年、20年、30年先を見据えた行政改革に取り組むべきであるというふうに考える。

反対意見の最後であるけれども、仮に複合施設が新設されたとして、その後、公民館、総合福祉保健センター美郷の利用方法についてどうするのか。後のことを考えて検討された建設計画なのかということを付け加える。

また、複合施設を申請した場合、将来的に維持管理に関する管理運営はどのように見積

もっているのか、明確な回答がないことを含め、この案に関し、賛成することはできない。
もしこの案件に賛成される議員の方がいらっしゃるならば、この反対討論の中の内容について御指摘をいただき、賛成に至る具体的な内容について伺いたいものである。

今回の一般質問の中で、議員としての意思決定の在り方について御享受をいただいた。

総務文教委員会に籍を置く私のマネジメントに関する物の見方、考え方は以上のとおりである。改めて本案件について反対ということを申し上げて、討論を終わる。

以上です。

○議長（諸石重信君）

賛成討論ございませんか。3番北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

議案第38号 令和7年度大町町一般会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の立場から討論いたします。

この補正予算については、複合施設の基本計画などを含め、委員会において執行部より十分な説明を受け、賛成が妥当であると判断いたしました。

複合施設においては、基本構想から、現在基本計画の段階ですが、パブリックコメントも2回行われ、また住民説明会も行われ、要望があれば、その都度説明会を行うなど、広報と説明を実施されています。施設の内容については、スポーツとコミュニティー、子育てと大町町の取り組む方針と合致し、さらに、今後、町内の施設の老朽化などを考えると、今の段階で取り組むべきと考え、私の賛成討論といたします。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。4番江口議員。

○4番（江口正勝君）

反対討論でございます。

私は6月議会でこの案件に関して反対討論を述べさせていただきました。そのときもお話ししましたように、補正予算全体に反対するんじゃない、99%に賛成すると。ただ、この案件に関してだけはちょっと不十分な部分がある。要するに、進め方。町のほうでは、建設検討委員会で、あるいは区長会で、しかもパブリックコメントにも回答した、これで十分説明は終えたということかもしれませんが、以前、私の質問に対して、町長が反問権ということで、あなたの提案にはコンセンサスはあるんですかと言われたのを覚えています。コンセ

ンサスは大事ですよ。この件に関していえば、今回の件に関しては複合施設は必要だと、早くつくってほしい、肩身の狭い思いをしてほかの町の施設を利用するのはもう嫌だと、そういう意見があって必要性は十分にある、だからつくるということに関するコンセンサスは僕は出来上がっていると思います。

この事業は大町町史に残るような大事業ですわね、25億円だ、30億円だと。ちょっと細かく町民の意見を聞いてみると、基本的につくることは賛成だけれども、規模がどうか、費用がどうかということまで熟知されていない上で、全体的なムードとして早くつくってほしい、だから賛成だという意見は私も聞いています。ただ、今言ったように、細かいことに関しては疑問がある、不安があるという意味では、僕は十分なコンセンサスは得られていないんじゃないかというふうに思っております。

前回の反対討論のときにも言いましたけれども、先ほど早田議員も言いましたけれども、アンケート調査をするとか、公民館で説明会を開くとか、要するに、より多くの声なき声。パブリックコメントで私はこう思う、ああ思うとか言う人ばかりじゃないんだから。かといって、みんな意見がないかということ、そうでもない。自分の意見はあるけれども、あえて公に出て、こうしたい、ああしたいと言うところまで至らないという声なき声の町民の方がたくさんいらっしゃる、これが大半だと思う。そういう方々も含めてのコンセンサスを得る、ここが一番大事だと思う。

だから、そういう機会を――もう既に走り出している部分ではありますけれども、必要に応じて僕はやっていただきたいと。その結果、過半数を超えるような賛同、協同、理解が得られれば大手を振ってどんどん進めてほしいと思っています。ただ、何か中途半端な、もやもやしたような感じがある中での予算の執行には私はちょっと賛成しかねないと。

ここでまた改めて言いますけれども、私は補正予算全体に反対しているわけじゃないんです、複合施設の建設に反対しているわけでもないんですよ。その進め方に対して、より多くの町民の理解、共感が得られるような、そういう施策をしてほしいという思いで前回反対しましたし、今回また私の疑問が払拭されていないという状況認識でございますので、改めて反対させていただきます。

終わります。

○議長（諸石重信君）

賛成討論ございませんか。8番藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

今回、予算のほうで上げられております複合施設の外構、それから地質調査等、それにまた基本設計ですね、こういったものをこれから出されて、地元の方にはちゃんと説明をされて地域の方は納得されていると聞いております。その中で、その設計、外構のところとかをやっていかないことには、この施設は出来上がりません。ですから、今回この予算を私は賛成で通させていただきます。そして、これを順調に進めていただきたいと思います。

予算決算特別委員会委員長の報告どおり賛成をいたします。

○議長（諸石重信君）

全ての議員の討論が出ましたので、採決に移ります。

採決いたします。

議案第38号については、予算決算特別委員会委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（諸石重信君）

起立多数と認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第39号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第39号については、予算決算特別委員会委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第40号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第40号については、予算決算特別委員会委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 継続審査について

○議長（諸石重信君）

日程第2．お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出どおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定をいたしました。

お諮りいたします。本日、議案1件が追加提案されましたので日程に追加し、議題といたします。

日程第3に追加議案の報告及び上程、日程第4に提案理由の説明及び質疑・討論・採決を追加し、議案とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、日程第３．追加議案の報告及び上程、日程第４．提案理由の説明及び質疑・討論・採決を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第３ 追加議案の報告及び上程

○議長（諸石重信君）

日程第３．本日、議案１件が追加提案されました。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

ただいま朗読させました議案第41号を上程し、これより議題といたします。

日程第４ 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（諸石重信君）

日程第４．これより追加議案の提案理由の説明を行います。

議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

本定例会の開会日をお願いをしておりました追加議案として、議会の議決に付すべき契約案件１件について御審議賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

これより提案理由を申し上げます。

議案第41号 令和６年度緊急自然災害防止対策事業 深底ため池放水路緊急自然災害防止対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

本議案につきましては、大町町財務規則第116条に基づき、令和６年８月９日に指名競争入札に付した、深底ため池放水路緊急自然災害防止対策工事の変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な要因としましては、既設コンクリートの取崩し費用の増加と町道部分の土留めぐいの埋め殺しによる資材買取費用の増加に伴い、契約金額が変更となるものです。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（諸石重信君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

続いて、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

説明を町長のほうから受けましたけれども、何かよく理解できませんので、もう一度、ちょっと少し詳しくお願いします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

今回、変更の主な要因としまして、道路下暗渠部分のコンクリート構造物の取壊し作業において、当初、大型重機を想定しておりましたけれども、ちょっと高さがかかなりありましたので、アームが届きづらかったというところと、水道及び工業用水の本管が付近に通っておりまして、丁寧な作業が必要となったことから、小型重機をそこに下ろして作業することとなりました。その分で日数が増加をして、経費が増額していると。

また、H鋼の土留めぐいを使っておりますけれども、それを引き抜く際に既設道路部分に亀裂であったりとか、ひび割れであったりとかという支障が生じるおそれがあったので、ぐいを埋め殺すということにいたしました。ぐい自体はリース品を使っておりますので、埋め殺すことによって買取り費用が発生し、今回の金額の変更となったところでございます。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第41号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和7年第3回大町町議会定例会はこれにて閉会をいたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前10時16分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月19日

議 長 諸 石 重 信

会議録署名議員 山 下 淳 也

会議録署名議員 早 田 康 成

局 長 坂 井 清 英